

人民法院のオンラインでの訴訟規則(法釈[2021]12号)

参照サイト: <http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-309551.html>

<p>人民法院在线诉讼规则 法释〔2021〕12号 (2021年5月18日最高人民法院审判委员会第1838次会议通过,自2021年8月1日起施行)</p> <p>为推进和规范在线诉讼活动,完善在线诉讼规则,依法保障当事人及其他诉讼参与人等诉讼主体的合法权利,确保公正高效审理案件,根据《中华人民共和国刑事诉讼法》《中华人民共和国民事诉讼法》《中华人民共和国行政诉讼法》等相关法律规定,结合人民法院工作实际,制定本规则。</p>	<p>【仮訳】</p> <p>人民法院のオンラインでの訴訟規則(法釈[2021]12号) (2021年5月18日最高人民法院審判委員會第1838回會議で採択、2021年8月1日より施行)</p> <p>オンラインでの訴訟活動を推進、規範化し、オンラインでの訴訟規則を整備し、法により当事者及びその他の訴訟参加者など訴訟主体の合法的権利を保障し、公正で効率的な事件審理を確保するため、「中華人民共和國刑事訴訟法」、「中華人民共和國民事訴訟法」、「中華人民共和國行政訴訟法」などの関連法律規定に基づき、人民法院の業務の実際と結び付け、本規則を制定する。</p>
<p>第一条 人民法院、当事人及其他诉讼参与人等可以依托电子诉讼平台(以下简称“诉讼平台”),通过互联网或者专用网络在线完成立案、调解、证据交换、询问、庭审、送达等全部或者部分诉讼环节。</p> <p>在线诉讼活动与线下诉讼活动具有同等法律效力。</p>	<p>第1条 人民法院、当事者及びその他の訴訟参加者などは、電子訴訟プラットフォーム(以下、「訴訟プラットフォーム」と略称)に依拠し、インターネット或いは専用ネットワークを通じ、オンラインで立案、調停、証拠交換、質疑、審理、送達など全部或いは部分的に訴訟の局面を遂行することができる。</p> <p>オンラインでの訴訟活動とオフラインでの訴訟活動は同等の法的効力を備える。</p>
<p>第二条 人民法院开展在线诉讼应当遵循以下原则:</p> <p>(一)公正高效原则。严格依法开展在线诉讼活动,完善审判流程,健全工作机制,加强技术保障,提高司法效率,保障司法公正。</p> <p>(二)合法自愿原则。尊重和保障当事人及其他诉讼参与人对诉讼方式的选择权,未经当事人及其他诉讼参与人同意,人民法院不得强制或者变相强制适用在线诉讼。</p> <p>(三)权利保障原则。充分保障当事人各项诉讼权利,强化提示、说明、告知义务,不得随意减少诉讼环节和减损当事人诉讼权益。</p> <p>(四)便民利民原则。优化在线诉讼服务,完善诉讼平台功能,加强信息技术应用,降低当事人诉讼成本,提升纠纷解决效率。统筹兼顾不同群体司法需求,对未成年人、老年人、残疾人等特殊群体加强诉讼引导,提供相应司</p>	<p>第2条 人民法院はオンラインでの訴訟を展開する場合、以下に掲げる原則を遵守しなければならない:</p> <p>(1)公正高効率の原則。厳格に法によりオンラインでの訴訟活動を展開し、裁判手続きを整備し、業務メカニズムが健全で、技術保障を強化し、司法効率を高め、司法の公正を保障する。</p> <p>(2)合法自主の原則。当事者及びその他の訴訟参加者の訴訟方法の選択権について尊重・保障し、当事者及びその他の訴訟参加者の同意を得ずに、人民法院はオンラインでの訴訟を強制或いは形を変えて強制してはならない。</p> <p>(3)権利保障の原則。当事者の各訴訟の権利を十分に保障し、提示、説明、告知義務を強化し、勝手に訴訟の局面と当事者の訴訟権益を減少させてはならない。</p> <p>(4)便民利民の原則。オンラインでの訴訟サービスを最適化し、訴訟プラットフォームの機能を整備し、情報技術の応用を強化し、当事者の訴訟コストを低減し、紛争解決効率を向上させる。さまざまなグループの司法上のニーズを調整考慮</p>

<p>法便利。</p> <p>(五)安全可靠原则。依法维护国家安全,保护国家秘密、商业秘密、个人隐私和个人信息,有效保障在线诉讼数据信息安全。规范技术应用,确保技术中立和平台中立。</p>	<p>し、未成年者、高齢者、障害者など特別のグループに対する訴訟誘導を強化し、相応の司法上の便宜を提供する。</p> <p>(5)安全信頼の原則。法により国の安全を維持し、国家機密、営業秘密、個人のプライバシーと個人の情報を保護し、オンラインでの訴訟のデジタルデータ情報の安全を効果的に保障する。技術の応用を規範化し、技術の中立とプラットフォームの中立を確保する。</p>
<p>第三条 人民法院综合考虑案件情况、当事人意愿和技术条件等因素,可以对以下案件适用在线诉讼:</p> <p>(一)民事、行政诉讼案件;</p> <p>(二)刑事速裁程序案件,减刑、假释案件,以及因其他特殊原因不宜线下审理的刑事案件;</p> <p>(三)民事特别程序、督促程序、破产程序和非诉执行审查案件;</p> <p>(四)民事、行政执行案件和刑事附带民事诉讼执行案件;</p> <p>(五)其他适宜采取在线方式审理的案件。</p>	<p>第3条 人民法院は事件の情况、当事者の意向と技術的条件などの要素を総合的に考慮し、以下に掲げる事件についてオンラインでの訴訟を適用することができる:</p> <p>(1)民事、行政訴訟事件;</p> <p>(2)刑事迅速手続き事件、減刑・仮釈放事件、及びその他の特殊な理由によりオフライン審理に適さない刑事事件;</p> <p>(3)民事特別手続き、督促手続き、破産手続きと非訴執行審査事件;</p> <p>(4)民事、行政執行事件と刑事付帯民事訴訟執行事件;</p> <p>(5)その他オンライン方式審理に適した事件。</p>
<p>第四条 人民法院开展在线诉讼,应当征得当事人同意,并告知适用在线诉讼的具体环节、主要形式、权利义务、法律后果和操作方法等。</p> <p>人民法院应当根据当事人对在线诉讼的相应意思表示,作出以下处理:</p> <p>(一)当事人主动选择适用在线诉讼的,人民法院可以不再另行征得其同意,相应诉讼环节可以直接在线进行;</p> <p>(二)各方当事人均同意适用在线诉讼的,相应诉讼环节可以在线进行;</p> <p>(三)部分当事人同意适用在线诉讼,部分当事人不同意的,相应诉讼环节可以采取同意方当事人线上、不同意方当事人线下的方式进行;</p> <p>(四)当事人仅主动选择或者同意对部分诉讼环节适用在线诉讼的,人民法院不得推定其对其他诉讼环节均同意适用在线诉讼。</p> <p>对人民检察院参与的案件适用在线诉讼的,应当征得人民检察院同意。</p>	<p>第4条 人民法院はオンラインでの訴訟を展開する場合、当事者の同意を得るとともに、オンラインでの訴訟の適用の具体的な局面、主要な形式、権利義務、法律の結果と操作方法などを告知しなければならない。</p> <p>人民法院は当事者のオンラインでの訴訟に対する相応の意思表示に基づき、以下に掲げる処理をなさなければならない:</p> <p>(1)当事者がオンラインでの訴訟の適用を自発的に選択した場合、人民法院は別にその同意を得ることなく、相応の訴訟の局面を直接オンラインで実施することができる;</p> <p>(2)各当事者がオンラインでの訴訟の適用にいずれも合意した場合、相応の訴訟の局面はオンラインで実施することができる;</p> <p>(3)当事者の一部はオンラインでの訴訟の適用に同意し、当事者の一部が同意しない場合、相応の訴訟の局面は同意した当事者はオンライン、同意しない当事者はオフライン方式で実施することができる;</p> <p>(4)当事者が単に訴訟の局面の一部にオンラインでの訴訟を適用することを自発的に選択或いは同意した場合、人民法院はその他の訴訟の局面もオンラインでの訴訟の適用に同</p>

	<p>意したと推定することはできない。</p> <p>人民検察院が関与した事件に対してオンラインでの訴訟を適用する場合、人民検察院の同意を得なければならない。</p>
<p>第五条 在诉讼过程中，如存在当事人欠缺在线诉讼能力、不具备在线诉讼条件或者相应诉讼环节不宜在线办理等情形之一的，人民法院应当将相应诉讼环节转为线下进行。</p> <p>当事人已同意对相应诉讼环节适用在线诉讼，但诉讼过程中又反悔的，应当在开展相应诉讼活动前的合理期限内提出。经审查，人民法院认为不存在故意拖延诉讼等不当情形的，相应诉讼环节可以转为线下进行。</p> <p>在调解、证据交换、询问、听证、庭审等诉讼环节中，一方当事人要求其他当事人及诉讼参与人在线下参与诉讼的，应当提出具体理由。经审查，人民法院认为案件存在案情疑难复杂、需证人现场作证、有必要线下举证质证、陈述辩论等情形之一的，相应诉讼环节可以转为线下进行。</p>	<p>第5条 訴訟の過程において、当事者はオンラインでの訴訟の能力に欠け、オンラインでの訴訟の条件を備えていない或いは相応の訴訟の局面がオンラインで処理すべきでないなどの状況のいずれかがある場合、人民法院は相応の訴訟の局面をオフラインで実施しなければならない。</p> <p>当事者は既に相応の訴訟の局面にオンラインでの訴訟を適用することに同意したが、訴訟の過程で更に取下げる場合、相応の訴訟活動を展開する前の合理的な期限内に提出しなければならない。審査を経て、人民法院が故意に訴訟を遅延させるなどの不当な状況が存在しないと認めた場合、相応の訴訟の局面はオフラインで実施することができる。</p> <p>調停、証拠交換、質疑、聴取、審理などの訴訟の局面において、当事者の一方が他の当事者及び訴訟参加者にオンラインで訴訟に参加するよう求めた場合、具体的な理由を提出しなければならない。審査を経て、人民法院が事件の状況が複雑で、証人が現場で証言し、オフラインで証拠の質疑、陳述、弁論などの状況のいずれかの必要がある場合、相応の訴訟の局面をオフラインで実施することができる。</p>
<p>第六条 当事人已同意适用在线诉讼，但无正当理由不参与在线诉讼活动或者不作出相应诉讼行为，也未在合理期限内申请提出转为线下进行的，应当依照法律和司法解释的相关规定承担相应法律后果。</p>	<p>第6条 当事者は既にオンラインでの訴訟の適用に同意したが、正当な理由なくオンラインでの訴訟活動に参加しない或いは相応の訴訟行為を行わず、合理的な期限内にオフラインでの実施に変える申立が提出されない場合、法律と司法解释の関連規定に基づき相応の法的結果を負わなければならない。</p>
<p>第七条 参与在线诉讼的诉讼主体应当先行在诉讼平台完成实名注册。人民法院应当通过证件证照在线比对、身份认证平台认证等方式，核实诉讼主体的实名手机号码、居民身份证件号码、护照号码、统一社会信用代码等信息，确认诉讼主体身份真实性。诉讼主体在线完成身份认证后，取得登录诉讼平台的专用账号。</p> <p>参与在线诉讼的诉讼主体应当妥善保管诉讼平台专用账号和密码。除有证据证明存在账号被盗用或者系统错误的情形外，使用专用账号登录诉讼平台所作出的行为，视为被认证人</p>	<p>第7条 オンラインでの訴訟に参加する訴訟主体は先に訴訟プラットフォームで実名登録を完了しなければならない。人民法院は証明書のオンライン照合、身分証明書のプラットフォームの認証などの方式を通じて、訴訟主体の実名、携帯番号、住民身分証明書番号、パスポート番号、統一社会信用コードなどの情報を確認し、訴訟主体の身分の真実性を確認しなければならない。訴訟主体はオンラインで身分認証を完了後、訴訟プラットフォームログイン専用アカウントを取得する。</p> <p>オンラインでの訴訟に参加する訴訟主体は訴訟プラットフォームの専用アカウントとパスワードを適切に保管しなければならない。アカウントの盗難或いはシステムエラーの事情を立</p>

<p>本人行為。</p> <p>人民法院在线开展调解、证据交换、庭审等诉讼活动，应当再次验证诉讼主体的身份；确有必要，应当在线下进一步核实身份。</p>	<p>証証拠がある場合を除き、専用アカウントを使用し訴訟プラットフォームにログインする行為は、被認証者本人の行為と見做す。</p> <p>人民法院がオンラインで調停、証拠交換、審理などの訴訟活動を展開する場合、再び訴訟主体の身分を検証しなければならない。確かに確認が必要な場合、オフラインで更に身分を確認しなければならない。</p>
<p>第八条 人民法院、特邀调解组织、特邀调解员可以通过诉讼平台、人民法院调解平台等开展在线调解活动。在线调解应当按照法律和司法解释相关规定进行，依法保护国家秘密、商业秘密、个人隐私和其他不宜公开的信息。</p>	<p>第 8 条 人民法院、特別招待調停組織、特別招待調停員は訴訟プラットフォーム、人民法院調停プラットフォームなどを通じてオンライン調停活動を展開することができる。オンライン調停は法律と司法解释の関連規定に従い実施し、法により国家秘密、営業秘密、個人のプライバシーとその他の公開されるべきでない情報を保護しなければならない。</p>
<p>第九条 当事人采取在线方式提交起诉材料的，人民法院应当在收到材料后的法定期限内，在线作出以下处理：</p> <p>（一）符合起诉条件的，登记立案并送达案件受理通知书、交纳诉讼费用通知书、举证通知书等诉讼文书；</p> <p>（二）提交材料不符合要求的，及时通知其补正，并一次性告知补正内容和期限，案件受理时间自收到补正材料后次日重新起算；</p> <p>（三）不符合起诉条件或者起诉材料经补正仍不符合要求，原告坚持起诉的，依法裁定不予受理或者不予立案；</p> <p>当事人已在线提交符合要求的起诉状等材料的，人民法院不得要求当事人再提供纸质件。</p> <p>上诉、申请再审、特别程序、执行等案件的在线受理规则，参照本条第一款、第二款规定办理。</p>	<p>第 9 条 当事者がオンライン方式を採用し起訴資料を提出した場合、人民法院は資料の受領後の法定期限内に、オンラインで以下に掲げる処理を行わなければならない：</p> <p>（1）起訴条件に適合する場合、立案登録するとともに事件受理通知書、訴訟費用納付通知書、立証通知書などの訴訟文書を送達する；</p> <p>（2）提出資料が要件に適合しない場合、速やかにその補正を通知するとともに第 1 回補正内容と期限を通知し、事件受理日時は補正資料の受領後の翌日から改めて起算する。</p> <p>（3）起訴条件に適合しない或いは起訴資料が補正を経てもまだ要件に適合しない場合で、原告は起訴を堅持する場合、法によりこれを不受理或いはこれを立案しない裁定を下す。</p> <p>当事者がオンラインで要件に適合する起訴状などの資料を提出した場合、人民法院は当事者に書面での再提供を求めることはできない。</p> <p>控訴、再審申立、特別手続き、執行など事件のオンラインでの受理規則は、本条第一項、第二項の規定を参照し手続きする。</p>
<p>第十条 案件适用在线诉讼的，人民法院应当通知被告、被上诉人或者其他诉讼参与人，询问其是否同意以在线方式参与诉讼。被通知人同意采用在线方式的，应当在收到通知的三日内通过诉讼平台验证身份、关联案件，并在后续诉讼活动中通过诉讼平台了解案件信息、接收和提交诉讼材料，以及实施其他诉讼行为。</p>	<p>第 10 条 事件にオンラインでの訴訟を適用する場合、人民法院は被告、被控訴人或いはその他の訴訟参加者に通知し、オンライン方式の訴訟に参加を同意するか否かを質問しなければならない。被通知人がオンライン方式の採用に同意する場合、通知の受領3日以内に訴訟プラットフォームを通じて身分、関連事件を検証するとともに、その後の訴訟活動において訴訟プラットフォームを通じて事件情報、受信及び訴訟資</p>

<p>被通知人未明确表示同意采用在线方式,且未在人民法院指定期限内注册登录诉讼平台的,针对被通知人的相关诉讼活动在线下进行。</p>	<p>料の提出、及びその他の訴訟行為を実施することを理解しなければならない。</p> <p>被通知人がオンライン方式を採用することに明確な同意の表明をしておらず、かつ人民法院の指定期限内に訴訟プラットフォームに登録ログインしていない場合、被通知人に関する訴訟活動はオフラインで実施する。</p>
<p>第十一条 当事人可以在诉讼平台直接填写录入起诉状、答辩状、反诉状、代理意见等诉讼文书材料。</p> <p>当事人可以通过扫描、翻拍、转录等方式,将线下的诉讼文书材料或者证据材料作电子化处理后上传至诉讼平台。诉讼材料为电子数据,且诉讼平台与存储该电子数据的平台已实现对接的,当事人可以将电子数据直接提交至诉讼平台。</p> <p>当事人提交电子化材料确有困难的,人民法院可以辅助当事人将线下材料作电子化处理后导入诉讼平台。</p>	<p>第 11 条 当事者は訴訟プラットフォームに直接起訴状、答弁書、反訴状、代理意見などの訴訟文書資料を記入入力することができる。</p> <p>当事者は、スキャン、転写、転録などの方法を通じて、オフラインの訴訟文書資料或いは証拠資料を電子化処理後に訴訟プラットフォームにアップロードすることができる。訴訟資料が電子データで、かつ訴訟プラットフォームと当該電子データの格納プラットフォームが接続されている場合、当事者は電子データを直接訴訟プラットフォームに提出することができる。</p> <p>当事者が電子化資料を提出することが確かに困難である場合、人民法院は当事者がオフラインの資料を電子化処理後に訴訟プラットフォームに入力することを補助することができる。</p>
<p>第十二条 当事人提交的电子化材料,经人民法院审核通过后,可以直接在诉讼中使用。诉讼中存在下列情形之一的,人民法院应当要求当事人提供原件、原物:</p> <p>(一)对方当事人认为电子化材料与原件、原物不一致,并提出合理理由和依据的;</p> <p>(二)电子化材料呈现不完整、内容不清晰、格式不规范的;</p> <p>(三)人民法院卷宗、档案管理相关规定要求提供原件、原物的;</p> <p>(四)人民法院认为有必要提交原件、原物的。</p>	<p>第 12 条 当事者が提出した電子化資料は、人民法院の審査を経て承認後、直接訴訟で使用することができる。訴訟で以下に掲げる情況のいずれかがある場合、人民法院は当事者に原本、原物の提供を求めなければならない:</p> <p>(1)相手方当事者が電子化資料と原本、原物とが不一致として、合理的な理由と根拠を提出した場合;</p> <p>(2)電子化資料が不完全で、内容が不明瞭で、形式が規範的でない場合;</p> <p>(3)人民法院の保存書類、ファイル管理の関連規定が原本、原物の提供を要求している場合;</p> <p>(4)人民法院が原本、原物を提出する必要があると認めた場合。</p>
<p>第十三条 当事人提交的电子化材料,符合下列情形之一的,人民法院可以认定符合原件、原物形式要求:</p> <p>(一)对方当事人对电子化材料与原件、原物的一致性未提出异议的;</p> <p>(二)电子化材料形成过程已经过公证机构公</p>	<p>第 13 条 当事者が提出した電子化資料が以下に掲げる情況のいずれかに適合する場合、人民法院は原本、原物の形式要件に適合すると認定することができる:</p> <p>(1)相手方当事者が電子化資料と原本、原物との整合性に異議を提出していない場合;</p> <p>(2)電子化資料の形成過程が既に公証機関で公証された</p>

<p>证的；</p> <p>(三) 电子化材料已在之前诉讼中提交并经人民法院确认的；</p> <p>(四) 电子化材料已通过在线或者线下方式与原件、原物比对一致的；</p> <p>(五) 有其他证据证明电子化材料与原件、原物一致的。</p>	<p>ものである場合；</p> <p>(3) 電子化資料は既に以前の訴訟で提出されるとともに、人民法院で確認された場合；</p> <p>(4) 電子化資料は既にオンライン或いはオフライン方式を通じて原本、原物と対比され一致している場合；</p> <p>(5) 電子化資料と原本、原物とが一致するその他の立証証拠がある場合。</p>
<p>第十四条 人民法院根据当事人选择和案件情况，可以组织当事人开展在线证据交换，通过同步或者非同步方式在线举证、质证。</p> <p>各方当事人选择同步在线交换证据的，应当在人民法院指定的时间登录诉讼平台，通过在线视频或者其他方式，对已经导入诉讼平台的证据材料或者线下送达的证据材料副本，集中发表质证意见。</p> <p>各方当事人选择非同步在线交换证据的，应当在人民法院确定的合理期限内，分别登录诉讼平台，查看已经导入诉讼平台的证据材料，并发表质证意见。</p> <p>各方当事人均同意在线证据交换，但对具体方式无法达成一致意见的，适用同步在线证据交换。</p>	<p>第 14 条 人民法院は当事者の選択と事件の情況に基づき、当事者にオンラインでの証拠交換、同期或いは非同期方式を通じてオンラインでの立証、質疑を展開することができる。</p> <p>各当事者が同期したオンラインでの証拠交換を選択した場合、人民法院が指定した時間に訴訟プラットフォームにログインし、オンラインでのビデオ或いはその他の方式を通じて、既に訴訟プラットフォームに入力された証拠資料或いはオフラインで送達された証拠資料の副本に対し、質疑意見の表明に集中しなければならない。</p> <p>各当事者が非同期オンラインで証拠を交換することを選択した場合、人民法院が決定した合理的な期限内に、それぞれ訴訟プラットフォームに登録し、既に訴訟プラットフォームに導入された証拠資料を調べ、質的な証明意見を発表しなければならない。</p> <p>各当事者はオンラインでの証拠交換に合意したが、具体的方式に意見が一致しなかった場合、同期オンラインでの証拠交換を適用する。</p>
<p>第十五条 当事人作为证据提交的电子化材料和电子数据，人民法院应当按照法律和司法解释的相关规定，经当事人举证质证后，依法认定其真实性、合法性和关联性。未经人民法院查证属实的证据，不得作为认定案件事实的根据。</p>	<p>第 15 条 当事者が提出した電子化資料と電子データを証拠とする場合、人民法院は法律と司法解释の関連規定に従い、当事者の挙証質疑後に、法によりその真实性、合法性と関連性を認定しなければならない。人民法院の事実証拠の検証を経ていない場合、事件事実の根拠と認定することはできない。</p>
<p>第十六条 当事人作为证据提交的电子数据系通过区块链技术存储，并经技术核验一致的，人民法院可以认定该电子数据上链后未经篡改，但有相反证据足以推翻的除外。</p>	<p>第 16 条 当事者が証拠として提出した電子データはブロックチェーン技術により保存されるとともに、技術的検証により一致した場合、人民法院は当該電子データのチェーン後に改竄されていないと認定することができる。但し、反証があり覆すに十分な場合を除く。</p>
<p>第十七条 当事人对区块链技术存储的电子数据上链后的真实性提出异议，并有合理理由的，人民法院应当结合下列因素作出判断：</p>	<p>第 17 条 当事者がブロックチェーン技術で保存されている電子データのチェーン後の真实性に異議を申立てるとともに、合理的な理由がある場合、人民法院は以下に掲げる要素と</p>

<p>(一) 存证平台是否符合国家有关部门关于提供区块链存证服务的相关规定;</p> <p>(二) 当事人与存证平台是否存在利害关系, 并利用技术手段不当干预取证、存证过程;</p> <p>(三) 存证平台的信息系统是否符合清洁性、安全性、可靠性、可用性的国家标准或者行业标准;</p> <p>(四) 存证技术和过程是否符合相关国家标准或者行业标准中关于系统环境、技术安全、加密方式、数据传输、信息验证等方面的要求。</p>	<p>組合せて判断を行わなければならない:</p> <p>(1) 証拠保存プラットフォームは国家の関連部門のブロックチェーン証拠保存サービス提供に関する関連規定に合致しているか否か;</p> <p>(2) 当事者と証拠保存プラットフォームに利害関係があるか否か並びに、利用した技術的手段が証拠預り、証拠保存過程に不適切な関与をしているか否か;</p> <p>(3) 証拠保存プラットフォームの情報システムはクリーン度、安全性、信頼性、利用可能性についての国家規格或いは業界標準に適合しているか否か;</p> <p>(4) 証拠保存技術とプロセスは関連国家規格或いは業界標準のシステム環境、技術安全、暗号化方式、データ転送、情報検証などの要件に適合しているか否か。</p>
<p>第十八条 当事人提出电子数据上链存储前已不具备真实性, 并提供证据证明或者说明理由的, 人民法院应当予以审查。</p> <p>人民法院根据案件情况, 可以要求提交区块链技术存储电子数据的一方当事人, 提供证据证明上链存储前数据的真实性, 并结合上链存储前数据的具体来源、生成机制、存储过程、公证机构公证、第三方见证、关联印证数据等情况作出综合判断。当事人不能提供证据证明或者作出合理说明, 该电子数据也无法与其他证据相互印证的, 人民法院不予确认其真实性。</p>	<p>第 18 条 当事者が電子データのチェーン保存前に真実性を備えないと申立てるとともに、立証証拠の提出或いは理由を説明する場合、人民法院はこれを審査しなければならない。</p> <p>人民法院は事件の状況に基づき、ブロックチェーン技術を提出し電子データを保存する一方の当事者に対して、チェーン保存前のデータの真実性の立証証拠を提供するとともに、チェーン保存前のデータの具体的出所、生成メカニズム、保存過程、公証機関の公証、第三者の証言、関連印证データなどの状況を組合せて総合的に判断することができる。当事者が立証証拠を提供できない或いは合理的な説明ができず、当該電子データもその他の証拠と相互に検証することができない場合、人民法院はその真実性を確認しない。</p>
<p>第十九条 当事人可以申请具有专门知识的人就区块链技术存储电子数据相关技术问题提出意见。人民法院可以根据当事人申请或者依职权, 委托鉴定区块链技术存储电子数据的真实性, 或者调取其他相关证据进行</p>	<p>第 19 条 当事者はブロックチェーン技術の保存電子データに関連する技術問題に専門的な知識を備える人の意見の申立てることができる。人民法院は当事者の申立或いは職権により、ブロックチェーン技術の保存電子データの真実性の鑑定を委託、或いはその他の関連証拠を調取し照合を実施することができる。</p>
<p>第二十条 经各方当事人同意, 人民法院可以指定当事人在一定期限内, 分别登录诉讼平台, 以非同步的方式开展调解、证据交换、调查询问、庭审等诉讼活动。</p> <p>适用小额诉讼程序或者民事、行政简易程序审理的案件, 同时符合下列情形的, 人民法院和当事人可以在指定期限内, 按照庭审程序环</p>	<p>第 20 条 各当事者の同意を経て、人民法院は当事者に一定期間内を指定し、それぞれ訴訟プラットフォームにログインし、非同期方式で調停、証拠交換、調査質疑、審理などの訴訟活動を展開することができる。</p> <p>小額訴訟手続き或いは民事・行政簡易手続きの事件審理に適用する場合で、同時に以下に掲げる状況に適合する場合、人民法院と当事者は指定期限内に、審理手続の局面に</p>

<p>节分别录制参与庭审视频并上传至诉讼平台,非同步完成庭审活动:</p> <p>(一)各方当事人同时在线参与庭审确有困难;</p> <p>(二)一方当事人提出书面申请,各方当事人均表示同意;</p> <p>(三)案件经过在线证据交换或者调查询问,各方当事人对案件主要事实和证据不存在争议。</p>	<p>従いそれぞれ裁判に参加するビデオを記録するとともに、訴訟プラットフォームにアップロードし、非同期で審理活動を完了することができる:</p> <p>(1)各当事者が同時にオンラインで審理に参加することが確かに難しい場合;</p> <p>(2)当事者の一方が書面で申立て、各当事者が同意を表明した場合;</p> <p>(3)事件はオンラインでの証拠交換或いは調査質疑を経ており、各当事者に事件の主要な事実と証拠に争議がない場合。</p>
<p>第二十一条 人民法院开庭审理的案件,应当根据当事人意愿、案件情况、社会影响、技术条件等因素,决定是否采取视频方式在线庭审,但具有下列情形之一的,不得适用在线庭审:</p> <p>(一)各方当事人均明确表示不同意,或者一方当事人表示不同意且有正当理由的;</p> <p>(二)各方当事人均不具备参与在线庭审的技术条件和能力的;</p> <p>(三)需要通过庭审现场查明身份、核对原件、查验实物的;</p> <p>(四)案件疑难复杂、证据繁多,适用在线庭审不利于查明事实和适用法律的;</p> <p>(五)案件涉及国家安全、国家秘密的;</p> <p>(六)案件具有重大社会影响,受到广泛关注的;</p> <p>(七)人民法院认为存在其他不宜适用在线庭审情形的。</p> <p>采取在线庭审方式审理的案件,审理过程中发现存在上述情形之一的,人民法院应当及时转为线下庭审。已完成的在线庭审活动具有法律效力。</p> <p>在线询问的适用范围和条件参照在线庭审的相关规则。</p>	<p>第 21 条 人民法院が開廷審理する事件は、当事者の意向、事件の状況、社会的影響、技術条件などの要素に基づき、ビデオ方式でオンラインでの審理を行うかどうか否かを決定しなければならない。但し、以下に掲げる状況のいずれかがある場合、オンラインでの審理を適用することはできない:</p> <p>(1)各当事者がいずれも同意しない、或いは当事者の一方が同意しないと表明しかつ正当な理由がある場合;</p> <p>(2)各当事者がオンラインでの審理に参加する技術条件と能力を備えていない場合;</p> <p>(3)審理現場での身分の確認、原本照合、実物検査を通じる必要がある場合;</p> <p>(4)事件が複雑で、証拠が多く、オンラインでの審理を適用することが事実の究明と法律の適用に不利である場合;</p> <p>(5)事件が国家安全、国家秘密に関わる場合;</p> <p>(6)事件に重大な社会的影響を備え、広く注目されている場合;</p> <p>(7)人民法院がその他のオンラインでの審理を適用すべきでない状況があると認めた場合。</p> <p>オンラインでの審理方式を採用した審理事件で、審理過程で上記の状況のいずれかが存在することが発見された場合、人民法院は速やかにオフラインでの審理に変えなければならない。既に完了したオンラインでの審理活動は法的効力を有する。</p> <p>オンラインでの質疑の適用範囲と条件はオンラインでの審理の関連規則を参照する。</p>
<p>第二十二条 适用在线庭审的案件,应当按照法律和司法解释的相关规定开展庭前准备、法庭调查、法庭辩论等庭审活动,保障当事人申</p>	<p>第 22 条 オンラインでの審理を適用する案件では、法律と司法解释の関連規定に従い開廷前準備、法廷調査、法廷弁論などの審理活動を展開し、当事者が忌避、立証、質疑、陳</p>

<p>请回避、举证、质证、陈述、辩论等诉讼权利。</p>	<p>述、弁論などの訴訟権利を保障しなければならない。</p>
<p>第二十三条 需要公告送达的案件，人民法院可以在公告中明确线上或者线下参与庭审的具体方式，告知当事人选择在线庭审的权利。被告方当事人未在开庭前向人民法院表示同意在线庭审的，被告方当事人适用线下庭审。其他同意适用在线庭审的当事人，可以在线参与庭审。</p>	<p>第 23 条 公告送達を必要とする案件の場合、人民法院は公告中にオンライン或いはオフラインでの審理参加の具体的方式を明確にし、当事者にオンラインでの審理を選択する権利を知らせることができる。被告当事者の開廷前に人民法院にオンラインでの審理に同意する表明がない場合、被告当事者にはオフラインでの審理が適用される。その他のオンラインでの審理に同意した当事者は、オンラインでの審理に参加することができる。</p>
<p>第二十四条 在线开展庭审活动，人民法院应当设置环境要素齐全的在线法庭。在线法庭应当保持国徽在显著位置，审判人员及席位名称等在视频画面合理区域。因存在特殊情形，确需在在线法庭之外的其他场所组织在线庭审的，应当报请本院院长同意。</p> <p>出庭人员参加在线庭审，应当选择安静、无干扰、光线适宜、网络信号良好、相对封闭的场所，不得在可能影响庭审音频视频效果或者有损庭审严肃性的场所参加庭审。必要时，人民法院可以要求出庭人员到指定场所参加在线庭审。</p>	<p>第 24 条 オンラインでの審理活動を展開する場合、人民法院は環境要素が完備したオンラインでの法廷を設置しなければならない。オンラインでの法廷は国章を目立つ位置を配置し、裁判員及び座席役名などビデオ画面の合理的な位置なければならない。特殊な状況により、オンラインでの法廷外の場所でオンラインでの審理を組織する必要がある場合、当院の院長の同意を得なければならない。</p> <p>オンラインでの審理に参加する出廷者は、静かで干渉がなく、採光が適切で、ネットワーク信号が良好で、相対的に閉鎖されている場所を選択しなければならず、審理のオーディオビデオ効果に影響する可能性がある或いは審理の厳粛性を損なう場所で審理に参加することはできない。必要に応じて、人民法院は出廷者に指定の場所でオンラインでの審理に参加するよう求めることができる。</p>
<p>第二十五条 出庭人员参加在线庭审应当尊重司法礼仪，遵守法庭纪律。人民法院根据在线庭审的特点，适用《中华人民共和国民事诉讼法法庭规则》相关规定。</p> <p>除确属网络故障、设备损坏、电力中断或者不可抗力等原因外，当事人无正当理由不参加在线庭审，视为“拒不到庭”；在庭审中擅自退出，经提示、警告后仍不改正的，视为“中途退庭”，分别按照相关法律和司法解释的规定处理。</p>	<p>第 25 条 オンラインでの審理に参加する出廷者は司法儀礼を尊重し、法廷規律を遵守しなければならない。人民法院はオンラインでの審理の特徴に基づき、「中華人民共和国人民法院法廷規則」の関連規定を適用する。</p> <p>ネットワークの故障、設備の損傷、電力の中断或いは不可抗力などの原因を除き、当事者に正当な理由なくオンラインでの審理に参加しない場合、「出廷拒否」と見做す。審理中に無断で退出し、指摘、警告提示後も改正しない場合、「途中退廷」と見做し、それぞれ関連法律と司法解释の規定に従い処理する。</p>
<p>第二十六条 证人通过在线方式出庭的，人民法院应当通过指定在线出庭场所、设置在线作证室等方式，保证其不旁听案件审理和不受他人干扰。当事人对证人在线出庭提出异议且有合理理由的，或者人民法院认为确有必要的，</p>	<p>第 26 条 証人がオンラインでの法廷で出廷する場合、人民法院はオンラインでの出廷場所を指定し、オンラインでの証言室などを設置する方式を通じて、事件審理を傍聴しないことと他人から妨害を受けないことを保証しなければならない。当事者が証人のオンラインでの出廷に対して異議を申立てると</p>

<p>应当要求证人线下出庭作证。</p> <p>鉴定人、勘验人、具有专门知识的人在线出庭的，参照前款规定执行。</p>	<p>ともに合理的な理由がある場合、或いは人民法院が必要と認める場合、証人にオフラインで出廷して証言することを求めなければならない。</p> <p>鑑定人、鑑識人、専門知識を備える人がオンラインで出廷する場合、前項の規定を参照し執行する。</p>
<p>第二十七条 适用在线庭审的案件，应当按照法律和司法解释的相关规定公开开庭活动。</p> <p>对涉及国家安全、国家秘密、个人隐私的案件，庭审过程不得在互联网上公开。对涉及未成年人、商业秘密、离婚等民事案件，当事人申请不公开审理的，在线庭审过程可以不在互联网上公开。</p> <p>未经人民法院同意，任何人不得违法违规录制、截取、传播涉及在线庭审过程的音频视频、图文资料。</p>	<p>第 27 条 オンラインでの審理を適用する事件は、法律と司法解釈の関連規定に基づいて公判活動を公開しなければならない。</p> <p>国家安全、国家秘密、個人のプライバシーにかかわる事件について、審理過程をインターネットで公開することはできない。未成年者、営業秘密、離婚などの民事事件について、当事者が非公開審理を申立てた場合、オンラインでの審理過程をインターネットで公開しないことができる。</p> <p>人民法院の同意なく、何人も法律法規に違反しオンラインでの審理過程の音声、映像、図面資料を録画、切取、配布してはならない。</p>
<p>第二十八条 在线诉讼参与者故意违反本规则第八条、第二十四条、第二十五条、第二十六条、第二十七条的规定，实施妨害在线诉讼秩序行为的，人民法院可以根据法律和司法解释关于妨害诉讼的相关规定作出处理。</p>	<p>第 28 条 オンラインでの訴訟の参加者が故意に本規則第 8 条、第 24 条、第 25 条、第 26 条、第 27 条の規定に違反し、オンラインでの訴訟の秩序を妨害する行為を実施した場合、人民法院は法律と司法解釈の訴訟の妨害に関する関連規定に基づく処理を行うことができる。</p>
<p>第二十九条 经受送达人同意，人民法院可以通过送达平台，向受送达人的电子邮箱、即时通讯账号、诉讼平台专用账号等电子地址，按照法律和司法解释的相关规定送达诉讼文书和证据材料。</p> <p>具备下列情形之一的，人民法院可以确定受送达人同意电子送达：</p> <p>（一）受送达人明确表示同意的；</p> <p>（二）受送达人在诉讼前对适用电子送达已作出约定或者承诺的；</p> <p>（三）受送达人在提交的起诉状、上诉状、申请书、答辩状中主动提供用于接收送达的电子地址的；</p> <p>（四）受送达人通过回复收悉、参加诉讼等方式接受已经完成的电子送达，并且未明确表示不同意电子送达的。</p>	<p>第 29 条 受送達者の同意を経て、人民法院は送達プラットフォームを通じて、受送達者の電子メール、インスタント通信アカウント、訴訟プラットフォーム専用アカウントなどの電子アドレスに、法律と司法解釈の関連規定に基づき訴訟文書と証拠資料を送達することができる。</p> <p>以下に掲げる状況のいずれかを備えている場合、人民法院は受送達者が電子送達に同意したと確定することができる：</p> <p>（1）受送達者が明確に同意を表明した場合；</p> <p>（2）受送達者が訴訟前に電子送達の適用に対し約定或いは承諾している場合；</p> <p>（3）受送達者が提出した起诉状、上诉状、申立書、答弁書中に送達を受信するための電子アドレスを自発的に提供している場合；</p> <p>（4）受送達者は返信確認、訴訟参加などの方法で既に電子送達を受領を完了しており、かつ電子送達に同意しないと明確な表明をしていない場合。</p>

<p>第三十条 人民法院可以通过电话确认、诉讼平台在线确认、线下发送电子送达确认书等方式,确认受送达人是否同意电子送达,以及受送达人接收电子送达的具体方式和地址,并告知电子送达的适用范围、效力、送达地址变更方式以及其他需告知的送达事项。</p>	<p>第30条 人民法院は電話確認、訴訟プラットフォームのオンラインでの確認、オフラインで電子送達確認書を送信するなどの方式で、受送達者が電子送達に同意するかどうか、及び受送達者が電子送達を受信する具体的な方式と住所を確認するとともに、電子送達の適用範囲、効力、送達先住所の変更方法及びその他の告知すべき送達事項を通知することができる。</p>
<p>第三十一条 人民法院向受送达人主动提供或者确认的电子地址送达的,送达信息到达电子地址所在系统时,即为送达。</p> <p>受送达人未提供或者未确认有效电子送达地址,人民法院向能够确认为受送达人本人的电子地址送达的,根据下列情形确定送达是否生效:</p> <p>(一)受送达人回复已收悉,或者根据送达内容已作出相应诉讼行为的,即为完成有效送达;</p> <p>(二)受送达人的电子地址所在系统反馈受送达人已阅知,或者有其他证据可以证明受送达人已经收悉的,推定完成有效送达,但受送达人能够证明存在系统错误、送达地址非本人使用或者非本人阅知等未收悉送达内容的情形除外。</p> <p>人民法院开展电子送达,应当在系统中全程留痕,并制作电子送达凭证。电子送达凭证具有送达回证效力。</p> <p>对同一内容的送达材料采取多种电子方式发送受送达人的,以最先完成的有效送达时间作为送达生效时间。</p>	<p>第31条 人民法院が受送達者の自発的に提供した或いは確認した電子アドレスに送達した場合、送達者情報が電子アドレスの所在するシステムに到達した時、即送達とする。</p> <p>受送達者が有効な電子送達アドレスを未提供或いは未確認の場合、人民法院は受送達者本人と確認できる電子アドレスに送達した場合、以下に掲げる状況により送達が有効かどうかを確定する:</p> <p>(1)受送達者の返信を既に確認、或いは送達内容に基づき相応の訴訟行為を行った場合、即ち有効な送達が完了した;</p> <p>(2)受送達者の電子アドレスの所在するシステムのフィードバックを受け、受送達者の既読を知り、或いはその他の証拠があり受送達者が既に受領したことを証明できる場合、有効な送達が完了したと推定される。但し、受送達者はシステムエラー、送達アドレスを本人が使用していない或いは本人が既読でないなど送達内容を未確認と証明できる場合は除く。</p> <p>人民法院は電子送達を実施する場合、システムの中で全行程に痕跡を残すと同時に、電子送達証明書を作成しなければならない。電子送達証明書は送達証明書の効力を備える。</p> <p>同一内容の送達資料に対して、複数の電子方式で受送達者に発送する場合、最初に完了した有効な送達時間を送達有効時間とする。</p>
<p>第三十二条 人民法院适用电子送达,可以同步通过短信、即时通讯工具、诉讼平台提示等方式,通知受送达人查阅、接收、下载相关送达材料。</p>	<p>第32条 人民法院は電子送達を適用する場合、ショートメール、インスタント通信ツール、訴訟プラットフォームの掲示などの方式を通じ、受送達者に関連の送達資料の閲覧、受信、ダウンロードするよう通知することができる。</p>
<p>第三十三条 适用在线诉讼的案件,各方诉讼主体可以通过在线确认、电子签章等方式,确认和签收调解协议、笔录、电子送达凭证及其他诉讼材料。</p>	<p>第33条 オンラインでの訴訟を適用した事件の場合、各当事者の訴訟主体はオンラインでの確認、電子署名などの方式を通じ、調停協議、調書、電子送達証明書及びその他の訴訟資料を確認し、署名することができる。</p>
<p>第三十四条 适用在线诉讼的案件,人民法院</p>	<p>第34条 オンラインでの訴訟を適用した事件の場合、人民法</p>

<p>应当在调解、证据交换、庭审、合议等诉讼环节同步形成电子笔录。电子笔录以在线方式核对确认后，与书面笔录具有同等法律效力。</p>	<p>院は調停、証拠交換、審理、合議などの訴訟の局面で同時に電子調書を作成しなければならない。電子調書はオンライン方式で確認された後、書面調査と同等の法的効力を備える。</p>
<p>第三十五条 适用在线诉讼的案件，人民法院应当利用技术手段随案同步生成电子卷宗，形成电子档案。电子档案的立卷、归档、存储、利用等，按照档案管理相关法律法规的规定执行。</p> <p>案件无纸质材料或者纸质材料已经全部转化为电子材料的，第一审人民法院可以采用电子卷宗代替纸质卷宗进行上诉移送。</p> <p>适用在线诉讼的案件存在纸质卷宗材料的，应当按照档案管理相关法律法规立卷、归档和保存。</p>	<p>第35条 オンラインでの訴訟を適用した事件の場合、人民法院は技術手段を利用し事件と同時に電子書類を産生し、電子ファイル形成しなければならない。電子ファイルの作成、整理収録、保存、利用などはファイル管理に関する法律法規の規定に従って実行する。</p> <p>事件の紙以外の資料或いは紙の資料が全て電子資料に転化された場合、第一審人民法院は紙書類の代わりに電子書類を採用し控訴移送を実施することができる。</p> <p>オンラインでの訴訟を適用する案件に紙の書類が存在する場合、ファイル管理に関する法律法規の作成、整理収録、保存に従わなければならない。</p>
<p>第三十六条 执行裁决案件的在线立案、电子材料提交、执行和解、询问当事人、电子送达等环节，适用本规则的相关规定办理。</p> <p>人民法院可以通过财产查控系统、网络询价评估平台、网络拍卖平台、信用惩戒系统等，在线完成财产查明、查封、扣押、冻结、划扣、变价和惩戒等执行实施环节。</p>	<p>第36条 執行裁決事件のオンラインでの立案、電子資料の提出、和解執行、当事者の質疑、電子送達などの局面は、本規則の関連規定を適用して処理する。</p> <p>人民法院は、財産捜査システム、ネットワーク照会評価プラットフォーム、ネットワークオークションプラットフォーム、信用懲戒システムなどを通じて、オンラインでの財産調査、差押、押収、凍結、割引、時価変更と懲戒などの執行実施局面を完了することができる。</p>
<p>第三十七条 符合本规定第三条第二项规定的刑事案件，经公诉人、当事人、辩护人同意，可以根据案件情况，采取在线方式讯问被告人、开庭审理、宣判等。</p> <p>案件采取在线方式审理的，按照以下情形分别处理：</p> <p>（一）被告人、罪犯被羁押的，可以在看守所、监狱等羁押场所在线出庭；</p> <p>（二）被告人、罪犯未被羁押的，因特殊原因确实无法到庭的，可以在人民法院指定的场所在线出庭；</p> <p>（三）证人、鉴定人一般应当在线下出庭，但法律和司法解释另有规定的除外。</p>	<p>第37条 本規定の第3条第2項に適合する刑事事件は、公訴人、当事者、弁護人の同意を得て、事件の状況に基づき、オンラインでの方式で被告人尋問、開廷審理、判決言渡しなどに採用することができる。</p> <p>事件にオンラインでの方式の審理が採用される場合、以下に掲げる状況に従いそれぞれ処理される：</p> <p>（1）被告、犯罪者が拘留されている場合、拘留所、刑務所などの拘留場所でオンラインでの出廷ができる；</p> <p>（2）被告、犯罪者が拘留されていない場合で、特殊な理由で確かに出廷できない場合、人民法院が指定する場所オンラインでの出廷ができる；</p> <p>（3）証人、鑑定人は通常オフラインで出廷しなければならない。但し、法律と司法解釈に別段の規定がある場合は除く。</p>
<p>第三十八条 参与在线诉讼的相关主体应当遵守数据安全和个人信息保护的相关法律法规，履行数据安全和个人信息保护义务。除人民法</p>	<p>第38条 オンラインでの訴訟に参加する関連主体はデータの安全と個人情報の保護に関する法律法規を遵守し、データの安全と個人情報の保護義務を履行しなければならない。人民</p>

<p>院依法公开的以外，任何人不得违法违规披露、传播和使用在线诉讼数据信息。出现上述情形的，人民法院可以根据具体情况，依照法律和司法解释关于数据安全、个人信息保护以及妨害诉讼的规定追究相关单位和人员法律责任，构成犯罪的，依法追究刑事责任。</p>	<p>法院が法により公開する場合を除き、何人も法律法規に違反してオンラインでの訴訟のデータ情報を開示、配布と使用してはならない。上記のような状況が発生した場合、人民法院は具体的な状況に応じて、法律と司法解释のデータの安全、個人情報保護及び訴訟妨害の関連規定に基づき関係単位と人員の法律責任を追及することができる。犯罪を構成する場合は、法により刑事責任を追及する。</p>
<p>第三十九条 本規則自 2021 年 8 月 1 日起施行。最高人民法院之前发布的司法解释涉及在线诉讼的规定与本規則不一致的，以本規則为准。</p>	<p>第 39 条 本規則は 2021 年 8 月 1 日より施行する。最高人民法院が以前に公布した司法解释のオンラインでの訴訟の規定と本規則とが一致しない場合、本規則に準ずる。</p>

注: 上記翻訳は参考までの仮訳であり当方が責任を負うものではありません、原文でご確認をお願いします。